

## 重要事項説明書・就労継続支援B型事業

あなたへのサービス提供開始にあたり、荒川ひまわり第2があなたに説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 施設名 荒川ひまわり第2
2. 事業種別及び定員 就労継続支援B型事業 定員12名（精神障害者を対象としています）
3. 所在地 〒116-0012 東京都荒川区東尾久3-20-10ベルメゾンエス2階
4. 電話番号 03（3895）6149
5. ファックス番号 03（3895）6149
6. Eメールアドレス tram2@rf7.so-net.ne.jp
7. ホームページアドレス <http://www006.upp.so-net.ne.jp/tram>

## 8. サービス内容

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- ③ 職場実習の実施、受入先の確保、施設外支援
- ④ 公共職業安定所での求職登録等、求職活動の支援
- ⑤ 職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援
- ⑥ 日常生活上の相談支援
- ⑦ 関係サービス機関との連絡調整等の支援
- ⑧ 一定期間利用のない利用者の自宅への訪問による支援
- ⑨ その他利用者の支援に関すること

	午前 9:30~12:00	午後 1:00~3:00
月	就労準備（体力作り、調理）	作業
火	ミーティング 作業	作業
水	第1週 作業 第2週 作業 第3週 外出訓練 第4週 作業	第1週 作業 第2週 作業 第3週 外出訓練 第4週 作業
木	第1週 作業 第2週 作業 第3週 作業 第4週 作業	第1週 書道・ペン字 第2週 就労生活相談（午後2時に終了） 第3週 ステップアップ講座（年4回開催） 第4週 就労生活相談（午後2時に終了）
金	作業	（午後1時に終了）

## 9. 週間プログラム

荒川ひまわり第2では以下のようなプログラムを組んで活動しています。就労継続支援B型事業は、住み慣れた地域で、マイペースで働くことを目指します。

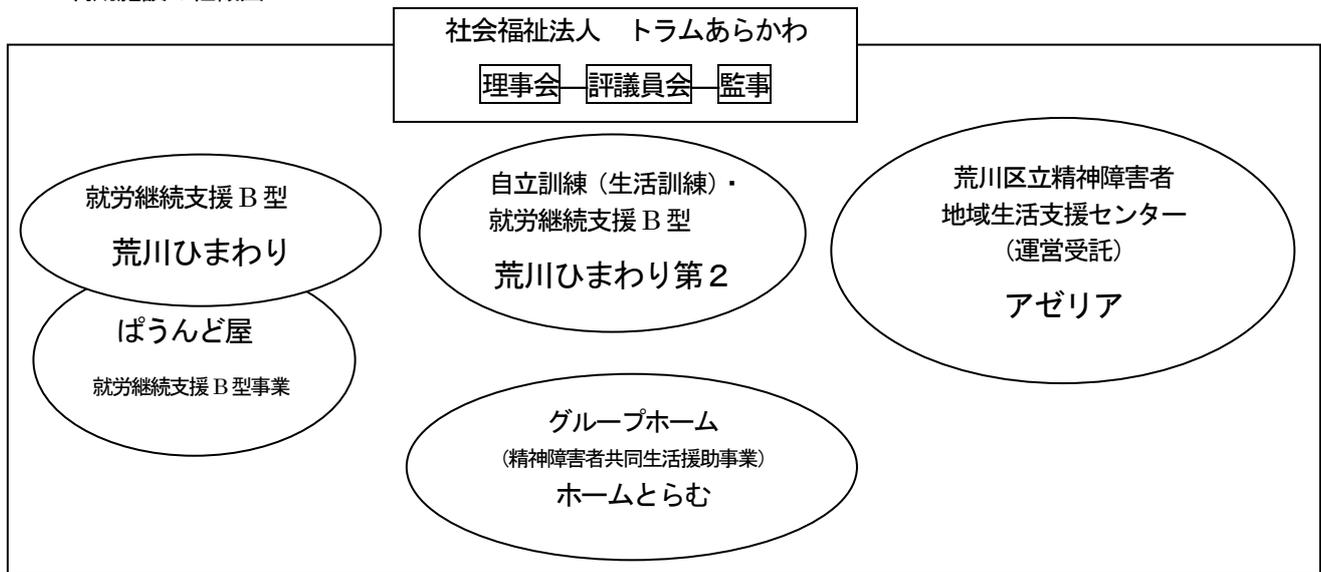
★その他のプログラムとして、月の初日に「特別プログラムの日」があります。

就労準備 …体力作り、リラクゼーションなどを行います

ミーティング …メンバー同士で概ね一週間の予定を共有し、販売の当番等を決めます

外出訓練 ……公共の交通機関を利用して目的地までの行程を実践します  
 書道・ペン字 ……書道やペン字の練習を通して、文字による自己表現を練習します  
 就労生活相談 ……生活、および就労活動についての相談支援を行います

## 10. ご利用施設の組織図



## 11. 事業の目的と運営方針

- \* 事業の目的：地域精神保健福祉の向上を目的としながら、精神障害者の地域生活支援・就労支援を行う。  
あわせて、精神障害に対する理解促進、広報啓発活動にも取り組む。
- \* 事業の方針：精神障害者個々人の個性を尊重しつつかわりながら、さまざまな地域の個人・団体・社会資源との連携も維持する。

## 12. ご利用施設の職員体制等

	職種	従事する業務	人員数
荒川ひまわり第2	施設長 (サービス管理責任者・管理者)	個別支援計画作成、施設運営管理 生活支援・ソーシャルワーク・事務	常勤 1
	職業指導員		常勤 1 非常勤 1
	生活支援員		常勤 1
	目標工賃達成指導員		常勤 1

## 13. 活動時間・活動日・休日

荒川ひまわり第2	開所時間	午前9時～午後5時
	活動時間	午前9時30分～午後3時 (木曜日は午後2時まで) (金曜日は午後1時まで) (イベント参加や自主製品販売出店などにより、活動時間の変更をすることがあります)
	活動日	月曜から金曜 (イベント参加や自主製品販売出店などにより、活動日の変更をすることがあります)
	休日	土曜・日曜・祝日の他、夏期休暇(お盆休み)・冬期休暇(正月休み)

## 14. 利用料

- ①利用者は、厚生労働大臣が定める基準額に従って、その1割の額を（毎月概ね15日）工賃日にお支払いください。  
（ただし、各区市町村が個別に定める月額負担上限額の範囲内です）  
支払額については、毎月10日前後に請求書をお渡しします。
- ②日常生活において通常必要とされるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と思われるものの実費。  
\*利用者等からの金銭の支払いを受ける場合には、あらかじめ説明を行い、同意を得ます。  
\*支払いを受けた場合は、領収書を発行いたします。

## 15. 禁止事項

- 1 無断で施設を離れること。
- 2 暴力、誹謗中傷、脅迫、たかり、窃盗、その他犯罪行為を行うこと。
- 3 喧嘩、口論、泥酔等の迷惑行為により活動を妨げること。
- 4 指定した場所以外での喫煙、火気の利用。
- 5 許可なく施設内備品を使用したり、施設外に持ち出すこと。
- 6 施設内の通路にみだりに物品を放置すること。
- 7 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すこと。
- 8 施設の運営活動に著しく支障をきたすこと。
- 9 性的な言動により他の利用者及び職員に苦痛を与えること。
- 10 活動に必要なないもの等を持ち込むこと。
- 11 施設内において私的な物品の販売を行うこと。
- 12 施設内において政治活動・宗教勧誘等を行うこと。

## 16. 苦情申立窓口

利用者の方が施設利用に関して生じた苦情・意見は以下のような取り組みで解決します。

- \* 苦情解決責任者 橋本隆治（社会福祉法人トラムあらかわ理事長）
- \* 苦情受付担当者 北本未魅（荒川ひまわり 施設長） 03-3891-0507  
高橋 裕之（荒川ひまわり第2 施設長） 03-3895-6149  
杉下ひろみ（支援センターアゼリア 施設長） 03-3819-3113  
市村由美（ホームとらむ 施設長）
- \* 第3者委員 川口仁志（NPO 法人あふネット理事長） 03-3809-8500（平日9時～17時受付）  
林利次
- \* 苦情解決の方法 ①苦情の受付…苦情は、面接・電話・書面・Eメールなどにより苦情受付担当者が随時受け付けます。  
②苦情受付の報告・確認…苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第3者委員に報告し、苦情申立者と誠意を持って話し合います。
- \* 東京都運営適正化委員会への紹介 本法人で解決できなかった場合は、東京都社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。 03-5283-7020

## 17. 緊急時の対応方法

保健所・病院等、関係機関と必要に応じて連絡を取り合い対応します。

## 18. その他

- \* あなたがどのようなことを当施設で体験したいか、どのような点を改善したいかを定期的にお聞きして、一緒に方法・内容を考えますので、遠慮無くお申し出ください。
- \* その他、ご不明な点は職員に随時お聞きください。

説明日 ; 平成 年 月 日

説明担当者 ; \_\_\_\_\_

\*\*\*\*\*

私は、サービス内容説明書および重要事項説明書に基づいて、当施設担当者より説明を受け同意しました。

氏名 ; \_\_\_\_\_